

課題領域	領 域	通し 番号	実施状況			関連 番号	取組状況	担当局等
			Ⅰ （取組定着）	Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）			
第1次防災総点検項目								

課題領域Ⅰ「ひと」								
避難所の開設・運営								
避難所開設、運営時に必要な物品、書類等の配備	1		○			○新たに指定した避難所に随時避難所運営資機材を配備（428箇所：平成29年7月1日現在）	14防災危機管理室	
各地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」の作成に向けた取組の推進	2		○		7 8	○平成24年度に、市民及び学識経験者の参画を得て、避難所の開設・運営に関する検討会を設置し、避難所運営マニュアルのひな型を策定 ○平成29年7月1日現在、428箇所中424箇所の避難所で避難所運営マニュアルを策定済み	14防災危機管理室	
避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進	3		○			○避難所運営協議会への女性の参画 ○避難所運営マニュアルに上記を明記	14防災危機管理室	
在宅の要援護者の支援方法の検討	4		○		27	避難所運営マニュアルに支援方法を明記	14防災危機管理室	
			○			○避難行動要支援者名簿の更新・配置 平成20年度から避難行動要支援者名簿を作成・更新し、区役所・支所及び消防局に配置 ○地域における見守り活動対象者名簿の更新・配置 平成24年度から見守り活動対象者名簿を作成・更新し、当該事業の協定を締結した地域団体に配置 ○福祉避難所入所に向けた確認票の作成・配置 平成27年8月から、福祉避難所入所に向けた確認票を作成し、区役所・支所に配置	06保健福祉局	
						○妊産婦等福祉避難所入所に向けた確認票を作成しガイドラインに規定している。	07子ども若者はぐくみ局	
			○			平常時の取組として、自主防災会をはじめ地域の各種団体と協力して地域の要配慮者等の把握に努めるとともに、防災行動マニュアルを策定し防災訓練等を通して要配慮者に対する避難支援や安否確認について検証するよう指導している。 また、災害発生時には防災行動マニュアルに基づく防災活動（避難支援、安否確認）を実施するほか、各種団体が構成する避難所運営協議会を中心に、在宅避難している（住宅が損壊しておらず自宅で避難生活を送る）要配慮者を把握し、避難所運営マニュアルに基づいて情報提供や物資の支給等の支援活動を実施するよう指導して	10消防局	
災害時に集客施設、企業、学校等から多くの市民等が最寄りの避難所へ移動してくる事態への対応検討	5		○			○緊急避難先（緊急避難広場・一時滞在施設）及び避難誘導団体の指定 ○避難誘導標識の設置・観光案内図板へ緊急避難広場等の表示 ○帰宅困難者対策訓練の実施（平成26年度：清水地域、平成27年度：嵯峨・嵐山地域、平成28年度：伏見稲荷大社周辺地域） ○緊急避難広場、一時滞在施設及び避難誘導団体への資機材等の配備	14防災危機管理室	
避難所運営に関するボランティア組織との連携の強化	6		○		30 31	なし	14防災危機管理室	
		○				常設している京都市災害ボランティアセンターにおいて、平常時の取組として、「関係団体等との相互の協力関係の構築」等の事業を行っている。 また、災害時に設置される各区災害ボランティアセンターの運営については、各区社会福祉協議会がその役割を担うが、各区社協では、常設でボランティアセンターを運営しており、その中で、災害時の被災者に対する支援ボランティアが円滑に行われるよう平常時から関係機関・団体との連携を強化するための取組が行われている。 本市では、従来から、この各区ボランティアセンターの運営のため、京都市社会福祉協議会に「区ボランティアセンター運営事業補助金」を交付し、京都市社会福祉協議会の統括のもと、各区ボランティアセンターが円滑に運営されるよう支援している。	04文化市民局 06保健福祉局	
避難者名簿の作成に関する具体的手法の検討	7		○		2 8	○避難所運営マニュアルに明記	14防災危機管理室	
各地域における専門知識・技術を持った人材の把握及び体制づくり	8		○		2 7	○避難所運営マニュアルの策定 ○避難所運営協議会の設置	14防災危機管理室	
外国籍市民等への対応のための関係団体等との連携推進	9		○		50	○「京都市防災ポータルサイト」及び「京都市・帰宅支援サイト」の多言語化 ○より多くの外国籍市民等へ対応するために、多言語化の一つとして、「やさしい日本語」についても翻訳を実施	14防災危機管理室	
		○				○（公財）京都市国際交流協会が作成したポケットサイズの「地震・緊急時行動マニュアル」（5言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）を、京都市国際交流会館、大学等で配布している。 ○（公財）京都市国際交流協会において、近畿地域の他の地域国際化協会と協力し、災害時に被災地域の外国籍市民等を支援するボランティアをはじめとする通訳者の派遣、翻訳による支援を行う体制を整えている。（平成20年度に創設準備をし、平成21年度から運営開始） ○毎年実施される京都市総合防災訓練において、（公財）京都市国際交流協会が募集した外国籍市民、通訳・翻訳ボランティアが参加するなど連携を図っている。 ○（公財）京都市国際交流協会が京都市国際交流会館においてkokoka防災訓練を毎年実施している。	03総合企画局	
避難所内の安全を守るための警察機関との連携強化	10		○		2	○区が実施する避難所運営訓練において、所轄警察署も訓練に参加し、連携強化を図っている。（訓練例：警察官による避難所内の性犯罪・窃盗防止のための巡回訓練）	14防災危機管理室	
避難所（指定数、所在地、機能等）に関する検討	11		○			○平成29年7月1日現在、428箇所の避難所を指定	14防災危機管理室	

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し番号	実施状況			関連番号	取組状況	担当局等
			Ⅰ （取組定着）	Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）			
第1次防災総点検項目								
	避難所生活が長期化する場合のホテル、旅館、空き家等の利用の検討	12		○			なし	14防災危機管理室
				○			ホテル、旅館や観光業界、商店街等との協定締結を検討	05産業観光局
			○				○市営住宅への特定入居 従前から、災害の発生により住居を失った者に対し、公募によらず市営住宅への入居を認める特定入居制度を設けている。 ○市営住宅の一時使用 平成23年度に、災害の発生により住居が居住不能の状態になった者に対し、市営住宅を一時使用できる制度を設けた。 ○住宅情報の提供 平成23年度に、市内で発生した災害により住居に被害を受けた市民に対し、一元的に住まいの情報提供を行う取組を開始した。	07都市計画局
	福祉避難所、救護所、遺体安置所等の検討	13		○			○遺体安置所の運営、遺体取扱い及び火葬マニュアル(仮称)の策定 ○遺体安置所候補地について、検討を実施	14防災危機管理室
				○			○福祉避難所の事前指定 平成24年度から、社会福祉施設を中心に、福祉避難所の事前指定を進め、272箇所の福祉避難所の事前指定に係る協定を締結(平成29年3月31日現在) ○京都市福祉避難所運営ガイドラインの策定 平成24年度に福祉避難所の事前指定を受けている社会福祉施設を対象とした、京都市福祉避難所運営ガイドラインの策定 ○京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定 平成25年度に京都市災害時要配慮者避難支援対策推進会議の下に、関係団体等参画の下、京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関する検討部会を設置し、平成27年2月に京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインを策定 ○京都市福祉避難所備蓄計画の策定 平成27年度に、京都市福祉避難所備蓄計画を策定し、公的備蓄物資の配備を順次実施	06保健福祉局
							○福祉避難所の事前指定 平成26年度から、看護師養成校を中心に、妊産婦等福祉避難所の事前指定を進め、15箇所の福祉避難所の事前指定に係る協定を締結(平成29年7月1日現在) ○京都市妊産婦等福祉避難所運営ガイドラインの策定 平成27年3月に妊産婦等福祉避難所の事前指定施設を対象とした、京都市福祉避難所運営ガイドラインを策定 ○京都市妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定 平成27年12月に対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインを策定	07子ども若者はぐくみ局
	避難所の非常用電源の確保(情報機器用、携帯電話の充電、夜間照明の確保等)	14		○		64 123	非常用発電機、照明器具及びLEDランタンを各避難所に避難所運営資機材として配備(平成29年7月1日現在、428箇所)。	14防災危機管理室
				○			京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業において、「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」を整備し、停電時に備えている。 ＜改築＞ 工事完了3校、着手済2校 ＜リニューアル＞ 工事完了7校、着手済4校【再掲】	13教育委員会
	避難所のプライバシーの確保	15		○			○プライバシー確保用の間仕切りテント、パーテーション等を各避難所に避難所運営資機材として配備(平成29年7月1日現在、428箇所)。 ○避難所における簡易間仕切りシステムの提供に関する協定の締結	14防災危機管理室
	避難所施設のバリアフリー化の推進	16		○			仮設トイレのうち、可能な限り、車いす対応の洋式タイプを配備し、車いすの方も利用できるようにしている。	14防災危機管理室
				○			京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業において、避難所施設のバリアフリー化を推進し、災害時に備えている。 ＜改築＞ 工事完了3校、着手済2校 ＜リニューアル＞ 工事完了7校、着手済4校【再掲】	13教育委員会
	公共下水道を利用した災害用マンホールトイレの整備	17		○		121	上下水道局が整備している災害用マンホールトイレの設置状況を共有し、トイレ上屋について整備数に応じて学校備蓄と合わせて備蓄している。	14防災危機管理室
				○		122	○地震に強い下水道施設の整備 「京(みやこ)の水ビジョン」の重点推進施策に「地震に強い上下水道施設の整備」を掲げ、国の事業制度を活用して地震対策を実施しており、災害時におけるトイレ機能を確保するため、広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備を推進している。(66箇所385基、平成28年度末現在)	12上下水道局
	災害時協力井戸及び防災スクールウェル(学校井戸)の拡充、公衆浴場等との連携強化による生活用水の確保	18		○			京都府公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する浴場衛生設備改善事業に対して補助金を交付する。	06保健福祉局
				○			災害時協力井戸の登録状況:622件(平成29年7月1日現在)	14防災危機管理室
				○			55校に設置済み。	13教育委員会
防災訓練								
課題や問題点を抽出するとともに、関係住民の教育・啓発の機会として行う防災訓練の継続実施、参加者に「わがこと意識」を高めてもらえるような訓練内容の工夫	19		○		20	○全避難所での避難所運営マニュアルの策定 ○全避難所における避難所運営訓練の実施 ○体験型訓練だけでなく、HUG及びDIGを用いた図上訓練の実施	14防災危機管理室	
		6/14	8/14	0/14	21	○各避難所において、地域の実情に応じた防災訓練を概ね実施している。 ○地域によっては、若い世代や子どもたちに参加してもらうため地域のお祭りや餅つき大会との同時開催やゲーム形式による防災訓練を実施して住民の関心を高める工夫をしているところもある。 ○大規模災害の発生直後、地域住民が主体となり避難所を開設・運営できる体制を構築するため、住民(自治会・自主防災会)と協働で体験型研修を実施。 ○「避難所運営マニュアル」については、各避難所において、策定完了・拡充している。 ○区総合防災訓練も概ね、各区で実施。	09区役所・支所	
			○		22	地域の集合場所を活用した地域発災型、水災害対応、避難所運営など地域の実情に応じた防災訓練を実施している。 消防の図画・ポスター・作文募集や我が家の防火診断士などの事業による幼少年に対する防火・防災啓発を実施している。 平成27年度は市民防災センターにて、平成28年度は消防活動総合センター(消防救助技術東近畿地区指導会)にて、防災について楽しく学べるイベント「イザ!カエルキャラバン!」を実施し、広く防災について啓発を行った。 平成28年度は、幼少年の段階から年代に応じた防災知識、防災技術を身に付けていただけるよう京都市独自の系統だった防災指導のカリキュラム策定に向けて検討会を立ち上げた、年代別防災指導カリキュラム(暫定版)を策定した。	10消防局	

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し 番号	実施状況			関 連 番 号	取組状況	担当局等	
			Ⅰ （ 取 組 定 着 ）	Ⅱ （ 継 続 実 施 ）	Ⅲ （ 課 題 有 り ）				
									領 域
第1次防災総点検項目									
	避難所の開設・運営に係る具体的な訓練の実施	20		○		1 2 19	○全避難所での避難所運営マニュアルの策定 ○全避難所における避難所運営訓練の実施 ○体験型訓練だけでなく、HUG及びDIGを用いた図上訓練の実施	14防災危機管理室	
	観光客・帰宅困難者を対象とした訓練の実施	21		○		127	【平成26年度】 総合防災訓練の中で、清水地域における帰宅困難者誘導訓練 【平成27年度】 ○総合防災訓練の中で、山科駅周辺における帰宅困難者誘導訓練 ○嵯峨・嵐山地域における帰宅困難者誘導訓練 【平成28年度】 ○総合防災訓練の中で、京都駅周辺における帰宅困難者誘導訓練 ○伏見稲荷大社周辺地域における帰宅困難者誘導訓練 【平成26、27、28年度】 京都駅での大規模災害に備えた避難誘導合同訓練	14防災危機管理室	
				○			○大規模災害に備えた京都駅での避難誘導訓練実施 ○京都駅周辺の大規模施設所有者による図上訓練を実施 ○「事業所帰宅困難者対策指針」を基にした「帰宅困難者対応計画」の策定と対応計画の消防計画への反映を指導 ○京都市総合防災訓練(東山区、平成26年8月30日)の一環として、「帰宅困難観光客避難誘導計画」を策定済み(平成25年10月)の清水・祇園地域等において、帰宅困難者避難誘導訓練等を実施 ○嵯峨・嵐山地域において帰宅困難者対策訓練を実施 ○京都市総合防災訓練(山科区、平成27年8月30日)の一環として、毘沙門堂及びJR山科駅周辺において、帰宅困難者避難誘導訓練等を実施	05産業観光局	
				○			【平成24年度】 ○「都市再生安全確保計画」の策定に向けた基礎データの収集 【平成25年度】 ○都市再生緊急整備地域の京都駅北側へのエリアの拡大 ○「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」を作成(12月19日) 【平成26年度】 ○一時滞在施設確保に向けた容積率緩和制度の確立 ○京都市及び京都駅に発着するすべての鉄道事業者とJR西日本京都駅グループによる避難誘導合同訓練の実施 ○安全確保計画部会員による図上訓練の実施 ○通信機器(PHS)及び避難誘導用資器材(簡易無線、拡声器、開設案内看板等)の配備 ○災害時行動等周知用パンフレット(4箇国語表記)の作成 ○緊急避難広場避難誘導標識の設置 【平成27年度】 ○都市再生緊急整備地域の拡大(京都駅西部地域) 【平成28年度】 ○「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」の見直し ○京都市総合防災訓練「帰宅困難者訓練」の実施	07都市計画局	
			○				○平成26・27・28年度に京都駅において、JR東海、JR西日本、近鉄、京都市が合同で、大規模災害に備えた避難誘導合同訓練を実施 ○平成26・27・28年度に京都駅周辺における避難誘導に係る図上訓練を実施 ○平成27年度京都市総合防災訓練の中で、山科駅において帰宅困難者避難誘導訓練を実施 ○平成28年度京都市総合防災訓練の中で、京都駅において帰宅困難者避難誘導訓練を実施	11交通局	
	訓練の実施により避難がうまくいった事例等の情報発信の推進	22		○			○京都市総合防災訓練等各種訓練において、情報発信を推進	14防災危機管理室	
			○				平成24年度～27年度に実施した自主防災上級研修(市内の自主防災会役員等を対象)の防災ディスカッション(クロスロード)の際に、それぞれの地域の防災体験談等を話し合っていた。また、消防局ホームページやフェイスブックを通じて、自主防災会の活動を継続的に紹介している。	10消防局	
	市民防災センター、消防活動総合センター等の施設の一層の活用促進	23	○			72	平成26年3月、市民防災センター3階の防災バーチャルコーナーをリニューアルし、都市型水害体験コーナー等の体験施設を新たに設けることによって、更なる防災センターの活用促進を図った。 自主防災組織の防災研修を対象とするエコバスの利用促進を図った。 平成28年度には、消防活動総合センターで実施できる訓練項目に水災害対応訓練施設を活用した水災害体験訓練を追加した。	10消防局	
	要援護者対策								
	ケアマネジャーや医師、保健師等の専門職と地域との連携強化、医療・福祉等関係施設が相互に連携した対応の充実	24		○			○地域包括支援センターの職員体制の充実 平成24年度から、一人暮らし高齢者全戸訪問事業をはじめとする包括的支援事業をより適切に実施するため、各センター(全61箇所)に1名ずつ職員を体制強化のための追加配置している。 ○「京都市版地域包括ケアシステム」構築の推進 「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を一層推進するために、平成27年度から従来の学区ごとに実施してきた地域ケア会議や区・支所、市レベルの会議に加え、新たに各センターの活動範囲(日常生活圏域)を標準とする地域ケア会議を設置し、地区医師会等各種団体との連携体制を強化している。	06保健福祉局	
福祉避難所の指定に向けた取組の推進	25	○			26	○福祉避難所の事前指定 平成24年度から、社会福祉施設を中心に、福祉避難所の事前指定を進め、272箇所の福祉避難所の事前指定に係る協定を締結(平成29年3月31日現在) ○京都市福祉避難所運営ガイドラインの策定 平成24年度に福祉避難所の事前指定を受けている社会福祉施設を対象とした、京都市福祉避難所運営ガイドラインの策定 ○京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定 平成25年度に京都市災害時要配慮者避難支援対策推進会議の下に、関係団体等参画の下、京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関する検討部会を設置し、平成27年2月に京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインを策定 ○京都市福祉避難所備蓄計画の策定 平成27年度に、京都市福祉避難所備蓄計画を策定し、公的備蓄物資の配備を順次実施	06保健福祉局		
						○福祉避難所の事前指定 平成26年度から、看護師養成校を中心に、妊産婦等福祉避難所の事前指定を進め、15箇所の福祉避難所の事前指定に係る協定を締結(平成29年7月1日現在) ○京都市妊産婦等福祉避難所運営ガイドラインの策定 平成27年3月に妊産婦等福祉避難所の事前指定施設を対象とした、京都市福祉避難所運営ガイドラインを策定 ○京都市妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定 平成27年12月に対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインを策定	07子ども若者はぐくみ局		
学校等の避難所への福祉避難所機能の併設に関する検討	26		○		25	○避難所運営マニュアルの策定 ○全避難所での「福祉避難室」(福祉スペース)の確保に向けた検討	14防災危機管理室		

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域			通し 番号	実施状況			関連 番号	取組状況	担当局等		
領 域	第1次防災総点検項目	Ⅰ （取組定着）		Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）						
		在宅の要援護者に対する支援方法の検討	27		○	4	平常時の取組として、自主防災会をはじめ地域の各種団体と協力して地域の要配慮者等の把握に努めるとともに、防災行動マニュアルを策定し防災訓練等を通して要配慮者に対する避難支援や安否確認について検証するよう指導している。 また、災害発生時には防災行動マニュアルに基づく防災活動（避難支援、安否確認）を実施するほか、各種団体で構成する避難所運営協議会を中心に、在宅避難している（住宅が損壊しておらず自宅で避難生活を送る）要配慮者を把握し、避難所運営マニュアルに基づいて情報提供や物資の支給等の支援活動を実施するよう指導している。 避難所運営マニュアルに支援方法を明記	10消防局 14防災危機管理室			
					○		○避難行動要支援者名簿の更新・配置 平成20年度から避難行動要支援者名簿を作成・更新し、区役所・支所及び消防局に配置 ○地域における見守り活動対象者名簿の更新・配置 平成24年度から見守り活動対象者名簿を作成・更新し、当該事業の協定を締結した地域団体に配置 ○福祉避難所入所に向けた確認票の作成・配置 平成27年8月から、福祉避難所入所に向けた確認票を作成し、区役所・支所に配置	06保健福祉局			
							○妊産婦等福祉避難所入所に向けた確認票を作成しガイドラインに規定している。	07子ども若者はぐみ局			
		災害時要援護者名簿を平常時から各種地域団体と共有するための具体的検討	28		○		○避難行動要支援者名簿の更新・配置 平成20年度から避難行動要支援者名簿を作成・更新し、区役所・支所及び消防局に配置 ○地域における見守り活動対象者名簿の更新・配置 平成24年度から見守り活動対象者名簿を作成・更新し、当該事業の協定を締結した地域団体に配置 ○関係部局間で避難行動要支援者名簿の在り方等について検討中	06保健福祉局 14防災危機管理室			
					○		関係部局間で避難行動要支援者名簿の在り方等について検討中	10消防局			
					○		関係部局間で避難行動要支援者名簿の在り方等について検討中				
		要援護者支援に関する地域と行政の役割分担の明確化、誰が各要援護者を支援できるかの検討等	29		○		自主防災会防災行動マニュアル策定のためのガイドラインを策定し、周知啓発を実施 平成27年6月に、災害時に高齢者や障害者など自力での避難等が困難な要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うためには、個別避難計画の策定が有効であると位置づけた、自主防災会防災行動マニュアル策定のためのガイドラインを策定	10消防局			
					○		○避難行動要支援者名簿の更新・配置 平成20年度から避難行動要支援者名簿を作成・更新し、区役所・支所及び消防局に配置 ○地域における見守り活動対象者名簿の更新・配置 平成24年度から見守り活動対象者名簿を作成・更新し、当該事業の協定を締結した地域団体に配置	06保健福祉局			
					○		避難所運営マニュアルの策定により、各役割分担を明確化	14防災危機管理室			
		ボランティア									
		京都市及び各区の災害ボランティアセンターの活動拠点となる場所、資器材等の確保、人材の育成等一層の充実	30		○	6	なし	14防災危機管理室			
	○				常設している京都市災害ボランティアセンターにおいては、平常時の取組として、「関係団体等との相互の協力関係の構築」、「ボランティアコーディネーター等の人材育成」等の事業を行っている。また、区災害ボランティアセンターでも活用できるよう、災害発生時に対応した資器材等の整備を進めている。		04文化市民局 06保健福祉局				
	7/14			7/14	0/14		※区・支所の役割は、「京都市及び各区の災害ボランティアセンターの活動拠点となる場所選定」 ○各区・支所において、大学・民間施設・ホテル・公共施設を活動拠点として選定している。 ○災害の規模（大規模、中規模）や山間部と区分して設置候補箇所を選定している区もあり。	09区役所・支所			
	各区と災害ボランティアセンターの連携が図れるよう、平常時から社会福祉協議会等の団体との協力、連携の推進		31		○		なし	14防災危機管理室			
		○			常設している京都市災害ボランティアセンターにおいて、平常時の取組として、「関係団体等との相互の協力関係の構築」等の事業を行っている。		04文化市民局 06保健福祉局				
7/14		7/14		0/14	○概ね、各区・支所において、平常時から社会福祉協議会との連携を図り、毎年訓練を実施している。		09区役所・支所				
コミュニティ											
「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づく住宅関連事業者との協働の取組の推進	32		○		33	【きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰制度】 ・自治会・町内会等を中心とする多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化への取組を一層推進することを目的に、自治会・町内会等の地域団体が主体となって取り組む地域活動に関して、連携・協力し、地域力の向上に貢献されている事業者を表彰する制度を平成25年度に創設した。 ・平成26年度に第1回目の募集をし、住宅関連事業者を含む23事業者等に、平成27年度は21事業者に表彰状を授与した。 【住宅関連事業者と連携した転入者に向けた取組】 ・平成29年3月に、本市と住宅関連団体との間で「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」を締結し、引っ越しや新たに住宅・マンションの購入・賃借を検討されている方に対して、本市ホームページに掲載した学区ごとの地域活動情報を提供し、自治会・町内会の加入啓発を行うとともに、さらに自治会等へ加入を希望される方には「自治会・町内会への加入連絡票」による加入の取り次ぎを行うなどの取組を実施している。 【自治会・町内会加入啓発チラシの配布】 ・さらに、共同住宅の入居者に対する自治会・町内会加入啓発チラシを作成し、住宅関連事業者を通じて配布を依頼している。	04文化市民局				
	33		○		32	1 地域コミュニティサポートセンターの開設（平成24年6月） 2 共同住宅の工事・販売・賃貸・管理を行う事業者ごとの、地域との連絡調整担当者の届出受付（平成24年7月） 3 「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」の創設（平成24年7月） 4 自治会・町内会アンケートの実施（平成24年10月、平成25年9月、平成26年9月、平成28年9月～12月） 5 「自治会・町内会＆NPOおうえんポータルサイト」の開設（平成24年11月） 6 「地域活動ハンドブック」の作成・配布（平成25年2月～） 7 「自治会・町内会＆NPO活動おうえんシンポジウム」の開催（平成25年3月） 8 各種啓発物の作成・配布 ・啓発マンガ本『「地域」って…？』（平成25年3月～） ・自治会・町内会加入啓発ポスター（平成25年9月～） ・マンション管理組合向け啓発チラシ（平成25年10月、平成26年2月、平成27年9月） ・啓発冊子「京・きずな・まち」（平成27年3月、平成28年1月、同3月、平成29年3月） 9 「きょうと地域力アップおうえんフェア」の開催（平成26年1月、平成27年1月、同11月、平成29年3月） 10 地域コミュニティ活性化ロゴマークの作成（平成26年3月） 11 きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰式の実施（平成27年1月、平成27年11月） 12 「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定書」の締結（平成29年3月） 13 「地域力アップ学区活動連携支援事業」の実施（平成28年12月～）	04文化市民局				

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	実施状況	I （取組定着）	II （継続実施）	III （課題有り）	関連番号	取組状況	担当局等
	第1次防災総点検項目	通し番号						
観光客・帰宅困難者対策								
京都市内の観光客の所在データに関する把握方法の検討	34			○			市内の主要観光地における、ピーク時の観光客数は以下のとおりと推計されている。 ○清水・祇園地域：4万8千人 ○嵯峨・嵐山地域：2万6千人 ※帰宅困難観光客避難誘導計画に記載 ※平成24年11月24日（土）11時から14時調査	14防災危機管理室
				○			京都市内の観光客の所在データに関する把握方法の検討	05産業観光局
				○			○京都駅周辺地域都市再生安全確保計画（25年12月策定）において、京都駅周辺では2.6万人（平日13時）の帰宅困難者が発生すると想定し、帰宅困難者対策支援を実施している。 【平成28年度】 ○平成27年度都市再生緊急整備地域の拡大に伴い、「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」の見直しを行う。	07都市計画局
エリアメール、ツイッター等多様な情報提供手法の検討	35			○		36 37 38 39 41 47 48 51	○H24 エリアメールの活用開始 ○H25 ツイッター、Facebook（SNS）の活用開始 京都市・帰宅支援サイトの創設と運用開始 ○H26 防災ポータルサイトのシステム改修を進める中で、ポータルサイトによる情報発信と同時にSNS等でも避難情報等が発信できるよう、機能改修、整備。 ○H28 京都市・帰宅支援サイトの多言語化 ○H29 京都市・帰宅支援サイト（多言語化）の本格運用開始	14防災危機管理室
				○			大規模災害の発生時にはKyoto-WiFiを認証手続きなしで解放するとともに、自動的に「京都市帰宅支援サイト」に接続することで情報を得やすくする。	05産業観光局
「京都どこでもインターネット（仮称）」整備による災害関係情報の提供	36			○		51	○「京都どこでもインターネット」整備 ○災害関係情報の提供	05産業観光局
京都の観光地図やパンフレット等への災害関係情報の記載	37			○			災害時帰宅困難者ガイドマップ等の作製（清水・祇園地域、嵯峨・嵐山地域、京都駅周辺地域） 【平成29年度】 災害時帰宅困難者ガイドマップ（全市版）の作製	14防災危機管理室
				○			観光客等が必要とする情報の「京歩きマップ」への記載を検討する。	05産業観光局
ホテル、旅館や観光業界、商店街等との情報連絡体制の整備	38			○			緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者等を対象に、PHSを活用した情報伝達訓練の実施 【平成29年度】 帰宅困難者対策研修会の実施	14防災危機管理室
				○		39	○ホテル、旅館や観光業界、商店街等との協定締結を検討	05産業観光局
				○			○京都駅周辺地域において、「緊急避難広場」、「一時滞在施設」指定の拡大を図っている。 京都駅周辺地域：緊急避難広場5箇所、一時滞在施設10箇所と協定締結（平成27年7月）	07都市計画局
商店街、タクシー業界、宿泊施設等との協定締結による情報提供の拡充及び情報収集体制の整備	39			○			緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者等を対象に、PHSを活用した情報伝達訓練の実施 【平成29年度】 帰宅困難者対策研修会の実施	14防災危機管理室
				○		38	○ホテル、旅館や観光業界、商店街等との協定締結を検討	05産業観光局
				○			○京都駅周辺地域において、「緊急避難広場」、「一時滞在施設」指定の拡大を図っている。 京都駅周辺地域：緊急避難広場5箇所、一時滞在施設10箇所と協定締結（27年7月）	07都市計画局
修学旅行生の安否確認等に関する検討（修学旅行生用ホームページの活用を含む）	40			○			修学旅行向けホームページ「京都修学旅行ナビ」内において、京都へ修学旅行に来られた生徒たちの安否情報や、当日の現地での様子を、先生がレポート配信することができるコンテンツ「京都修学旅行日記」の運営を行う。⇒取組の終了	05産業観光局
観光客向けの情報提供、一時的滞在等のサポートを行う防災中継拠点の設置検討	41			○			清水・祇園地域及び嵯峨・嵐山地域での帰宅困難観光客避難誘導計画の策定	14防災危機管理室
				○			観光地における観光客帰宅困難者対策として、寺院・神社をはじめとする観光施設と「緊急避難広場」及び「一時滞在施設」並びに「避難誘導」に係る協定を締結する。 大規模災害の発生時にはKyoto-WiFiを認証手続きなしで解放するとともに、自動的に「京都市帰宅支援サイト」に接続することで情報を得やすくする。	05産業観光局
				○			【平成26年度】 ○災害時行動等周知用パンフレット（4箇国語表記）の作成 ○緊急避難広場避難誘導標識の設置（京都駅周辺地域10箇所） 【平成27年度】 ○避難誘導マニュアルの作成	07都市計画局
観光客の移動の際のコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ホテル等への協力要請	42			○			○関西広域連合との帰宅支援ステーションに関する連携 ○京都府石油商業組合との災害時の支援活動等における相互協力に関する協定の締結	14防災危機管理室
				○			○ホテル、旅館や観光業界、商店街等との協定締結を検討	05産業観光局
近隣都市から京都市へ住民が避難する場合や広域交通手段が利用できない場合等を想定した対応方法の検討	43			○			防災危機管理室、産業観光局、都市計画局による帰宅困難者対策意見交換会（直近では7月15日開催）において、発災時行動マニュアル（仮）の作成を検討中であり、検討のなかで、京都市域外（大阪、名古屋など）で同様の地震が発生した場合の対応を検討	07都市計画局
				○		79	防災危機管理室、産業観光局、都市計画局による帰宅困難者対策意見交換会（直近では7月15日開催）において、発災時行動マニュアル（仮）の作成を検討中であり、検討のなかで、京都市域外（大阪、名古屋など）で同様の地震が発生した場合の対応を検討	05産業観光局
				○			○近隣都市から京都市へ住民が避難する場合を想定した対応方法の検討 京都市災害支援対策本部を設置し、指定都市市長会行動計画、21大都市災害時相互応援に関する協定等に基づく支援を実施する。 ○広域交通手段が利用できない場合等を想定した対応方法の検討 防災危機管理室、産業観光局、都市計画局による帰宅困難者対策意見交換会（平成28年度から開催）において、発災時行動マニュアル（仮）の作成を検討中であり、検討のなかで、京都市域外（大阪、名古屋など）で同様の地震が発生した場合の対応を検討しているところ	14防災危機管理室

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し番号	実施状況			関連番号	取組状況	担当局等		
			Ⅰ （取組定着）	Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）					
領 域										
第1次防災総点検項目										
		44		○			○京都市事業所帰宅困難者対策指針の策定	14防災危機管理室		
				○			○「京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会」を設置、「京都市事業所帰宅困難者対策指針」を策定（平成25年11月） ○指針の検討に参加した97事業所において、それぞれの事業所に応じた帰宅困難者対応計画を作成し消防計画に反映させるよう取組を継続 ○97事業所を対象にした「事業所帰宅困難者対策ネットワーク研修会」を開催し、帰宅困難者対策に関する情報共有や情報交換等ができる場を設けることにより、対策の推進 ○上記以外の事業所に対しては、指針の概要パンフレット等を活用し、事業所における帰宅困難者対策の必要性等について周知 (当初100事業所が対象となっていたが、廃業により97事業所に修正している。(平成29年4月現在))	10消防局		
		45		○		41	緊急避難場所及び一時滞在施設としての協定締結	14防災危機管理室		
				○			観光地における観光客帰宅困難者対策として、寺院・神社をはじめとする観光施設と「緊急避難広場」及び「一時滞在施設」並びに「避難誘導」に係る協定を締結する。	05産業観光局		
		ターミナル、駅周辺施設が一体となった防災対策の強化	46		○			○京都駅周辺を対象に、帰宅困難者が一時的に避難するための退避施設の確保、備蓄食料確保・提供について定めた「都市再生安全確保計画」を策定 ○平成26年度から、「京都駅での大規模災害に備えた避難誘導合同訓練」に参加	14防災危機管理室	
					○			【平成24年度】 ○「都市再生安全確保計画」の策定に向けた基礎データの収集 【平成25年度】 ○都市再生緊急整備地域の京都駅北側へのエリアの拡大 ○「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」を作成(12月19日) 【平成26年度】 ○一時滞在施設確保に向けた容積率緩和制度の確立 ○京都市及び京都駅に発着するすべての鉄道事業者とJR西日本京都駅グループによる避難誘導合同訓練の実施 ○安全確保計画部会員による図上訓練の実施 ○通信機器(PHS)及び避難誘導用資器材(簡易無線、拡声器、開設案内看板等)の配備 ○災害時行動等周知用パンフレット(4箇国語表記)の作成 ○緊急避難広場避難誘導標識の設置	07都市計画局	
				○				○毎年、駅周辺施設が一体となった避難誘導訓練を実施(北大路タウン・ポルタ・ラクト山科) ○平成25年度以降、京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会・都市再生安全確保計画部会へ参画 ○平成26・27・28年度に京都駅において、JR東海、JR西日本、近鉄、京都市が合同で、大規模災害に備えた避難誘導合同訓練を実施 ○平成28年度京都市総合防災訓練の中で、京都駅において帰宅困難者避難誘導訓練を実施	11交通局	
		課題領域Ⅱ「情報・手段」								
		情 報								
				47	○			35	○スマホ向けのサイトとして、帰宅支援サイトの開設 ○災害時緊急画面の構築 ○Facebook、ツイッターの運用開始	14防災危機管理室
48	○						○京都市防災会議の委員でもある、日本放送協会、(株)京都放送、(株)エフエム京都などと災害時における協定(災害時の放送に関する協定)を締結している。	14防災危機管理室		
49				○			○多メディアー斉送信システムを活用した情報配信 平成26年から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在する学区の避難行動要支援者のうち、希望される方を対象として、水害や土砂災害に係る避難情報を固定電話(ファックス含む。)により配信するサービスを開始	14防災危機管理室		
				○			○地域包括支援センターの職員体制の充実 平成24年度から、一人暮らし高齢者全戸訪問事業をはじめとする包括的支援事業をより適切に実施するため、各センター(全61箇所)に1名ずつ職員を体制強化のための追加配置している。 ○「京都市版地域包括ケアシステム」構築の推進 「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を一層推進するために、平成27年度から従来の学区ごとに実施してきた地域ケア会議や区・支所、市レベルの会議に加え、新たに各センターの活動範囲(日常生活圏域)を標準とする地域ケア会議を設置し、地区医師会等各種団体との連携体制を強化している。 ○多メディアー斉送信システムを活用した情報配信 平成26年から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在する学区の避難行動要支援者のうち、希望される方を対象として、水害や土砂災害に係る避難情報を固定電話(ファックス含む。)により配信するサービスを開始	06保健福祉局		
50				○			○広域避難場所標示板の5箇国語表示 ○H28 「京都市防災ポータルサイト」及び「京都市・帰宅支援サイト」の多言語化 ○H29 京都市・帰宅支援サイト(多言語化)の本格運用開始	14防災危機管理室		
	○						京都市防災危機管理情報館で多言語による情報発信を開始	14防災危機管理室		
	○					9	○阪神・淡路大震災の後、災害時における外国籍市民等の情報不足の指摘を受け、平成7年10月に国内初の外国人向け外国語FM局「FM CO・CO・LO」(周波数76.5MHz)が開局した。災害時には、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の6言語で災害情報を緊急放送する。平成23年3月の東日本大震災時には多言語による緊急放送を実施した。 ○(公財)国際交流協会が日本語、英語、中国語、やさしい日本語の4言語併記で配信しているメールマガジン「多言語便利情報」のなかで、京都市で震度5強以上の地震が発生した場合に、震度や避難所の一覧・地図などの災害情報を配信する。このほか、京都市の防災訓練などの情報もメール配信している。	03総合企画局		
51	○				52	○防災ポータルサイト構築 ○防災ポータルサイトの増強に係る機器調達、サーバーの移設、増強機器の設置 ○防災ポータルサイトの改修(回線増強等) ○防災ポータルサイトの改修(地図サイトの統合) ○ミラーサイトの構築 ○XRAIN雨量情報の提供	14防災危機管理室			
52	○				51	○ウェザーニュース社との協定により「きょうと減災プロジェクト」の開始 ○Facebook、ツイッターの運用開始 ○「きょうと減災プロジェクト」に京都府も参加	14防災危機管理室			

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	通し 番号	実施状況			関連 番号	取組状況	担当局等
			I （取組定着）	II （継続実施）	III （課題有り）			
	第1次防災総点検項目							
医療・救護・衛生								
医療チームの派遣調整体制の迅速・的確な運用に向け、京都府及び医療関係団体等との連携方法等に関する協議、情報連絡手法・広域応援体制等の検討・推進	53				○	災害医療コーディネート体制の構築に向けた検討 23 局内検討実施済み 24 関係機関等との協議 25 関係機関等との協議 26 関係機関等との協議 27 関係機関等との協議 28 関係機関等との協議	06保健福祉局	
					○	平成27年4月より機能を拡充された京都府の広域災害救急医療情報システムにより、①管内の医療機関の被災状況及び患者受入状況、②出勤中のDMAT・救護班の活動状況、③地域医療搬送及び広域医療搬送の実施状況等の情報を収集し、当該情報に基づく派遣調整を図っていく。 また、京都府及び京都府内の災害拠点病院は、大規模災害時において、①被災地からの重症傷病者の受入機能②傷病者の広域後方搬送への対応機能③DMATや医療救護班の派遣機能④地域医療機関への応急用医療資機材の貸出機能などの役割を担っている。 当局は、京都府災害拠点病院等連絡協議会に参画するとともに、京都府が開催している京都DMAT養成研修に参画し、医療チームの派遣調整体制の迅速・的確な運用に向けて、連携体制の強化を図っている。	10消防局	
	54				○	災害医療コーディネート体制の構築に向けた検討 23 局内検討実施済み 24 関係機関等との協議 25 関係機関等との協議 26 関係機関等との協議 27 関係機関等との協議 28 関係機関等との協議	06保健福祉局	
	55		○			○京都市地域防災計画に基づき備蓄を確保 市立病院は、自院用として、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日間程度を備蓄している。 ○医薬品等の調達先の事前確保	06保健福祉局	
	重篤患者の移送や、患者の医療に関する情報の伝達手法等の検討	56				○	災害医療コーディネート体制の構築に向けた検討 23 局内検討実施済み 24 関係機関等との協議 25 関係機関等との協議 26 関係機関等との協議 27 関係機関等との協議 28 関係機関等との協議	06保健福祉局
					○	京都府医療情報システムの広域災害救急医療情報システムにより、医療機関の被災状況、患者受入状況、DMAT及び救護班活動状況、地域医療搬送広域医療搬送の実施状況などの医療に関する情報を伝達収集し、重篤患者の移送を行う。	10消防局	
廃棄物処理								
災害廃棄物の仮置場、集積場所、最終処分場の確保に向けた検討	57			○		58 61 80	○改訂作業中の京都市災害廃棄物処理計画の中で、引き続き、仮置場の確保・設置における具体的な候補地について、オープンスペースリスト等を基に検討することとしている。	01環境政策局
京都市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実践行動マニュアルの改訂の検討	58			○		57 59 60	○京都市災害廃棄物処理計画及び実践行動マニュアルの改訂進行中 ○京都市災害廃棄物処理支援システムの更新を検討	01環境政策局
処理施設の機能停止等の最悪の事態を想定した対応の検討	59			○		58	○平成24年時点における関係団体との災害支援協定の締結内容及び各主体の役割を確認。 ○阪神・淡路大震災や東日本大震災での廃棄物処理施設の被害状況の把握。 ○環境省主催の大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会に平成27年1月から参画している。	01環境政策局
仮置場の想定・整備・運用、避難所のごみ収集等、東日本大震災の発生直後に京都市職員が仙台市で活動した経験を生かした災害廃棄物処理対策等の検討	60			○		58	○改訂作業中の京都市災害廃棄物処理計画の中で、引き続き、仮置場の確保・設置における具体的な候補地について、オープンスペースリスト等を基に検討することとしている。 ○避難所から排出される感染性廃棄物の取扱いや、がれきの解体・撤去、最終処分に関する事項について内容を追加する予定。 ○他都市応援者のために準備すべき事項についても、内容を追加する予定。	01環境政策局
オープンスペース								
国有地や民有地の活用等も含め、オープンスペース確保のための方策に関する検討の推進	61			○		57 80	○改訂作業中の京都市災害廃棄物処理計画の中で、引き続き、仮置場の確保・設置における具体的な候補地について、オープンスペースリスト等を基に検討することとしている。 ○災害廃棄物の発生量及び被災家屋解体の期間調整による見直し等により、仮置場の必要面積の見直しを行っている。 ○災害廃棄物の再生利用を最大限実施することにより、中間処理量及び最終処分量の最小化を図れるような対策を検討している。	01環境政策局
		○			市有地について、毎年各局に当該年度の9月1日現在でのオープンスペースの情報について照会をかけ、取りまとめを行いリストを作成している。		02行財政局	
			○		応急仮設住宅建設候補地の選定の考え方を整理したうえで、行財政局資産活用推進室作成のオープンスペースリストを基に候補地を選定し、建設可能戸数を算出するとともに、「応急仮設住宅建設候補地調書（個票）」を作成した。 オープンスペースの利用において、応急仮設住宅建設候補地（都市計画部）と災害廃棄物仮置場（環境政策部）の利用が競合している箇所につき、事前調整を行った。		07都市計画局	
			○		災害発生後の緊急輸送路を確保するためには、障害物の除去は緊急度の高い活動であり、各関係機関と連携し、緊急交通路や緊急輸送路近くに障害物仮置場予定地を計画し、災害発生後、共同して運用する体制を検討する必要がある。		08建設局	
			○		○ 重症患者の緊急輸送用ヘリポートについて、緊急離着陸場等を含め、検討を実施している。 ○ 応援消防隊の進出拠点として、消防活動総合センター等を想定した計画（京都市消防局緊急消防援助隊受援計画）を平成24年度に策定。		10消防局	

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	実施状況	I （取組定着）	II （継続実施）	III （課題有り）	関連番号	取組状況	担当局等
	第1次防災総点検項目	通し番号						
物資調達・輸送								
行政の備蓄のあり方（備蓄品目、備蓄量、保管場所、管理、配送方法等）に関する検討		62		○			○京都市備蓄計画の策定（H26. 3） ○京都市備蓄計画に基づく備蓄の配備（H31完了予定） ○次期備蓄計画の検討開始	14防災危機管理室
職員用・スタッフ用の食料、飲料水等の確保		63		○			京都市備蓄計画において、「必要最小限の備蓄を行う」としており、飲料水、簡易トイレ、凝固剤、及びトイレトーパーパーについて、一定、備蓄を行うこととしている。	14防災危機管理室
災害対応のためのガソリン、バックアップ電源、各種緊急用機材の確保		64	○				本市の行政業務情報システムを含む主要なシステムについては、平成23年度からデータセンターへの移設を推進している。データセンターでは、61時間稼働できる複数の非常用電源装置を設置しており、また、自家発電装置の燃料についても、非常時の優先供給体制が組まれている。	03総合企画局
							○クリーンセンターの非常用電源 停電時においても、十分なごみ、薬品、用水等を保有していれば、2炉稼働時には、そのままの状態、1炉稼働時には、関連施設等の電力負荷を切り離すことにより、ごみ処理を継続することが可能のように設計されている。 ただし、クリーンセンターに設置されている非常用発電機は、基本的に電力を断たれた状態で安全に設備を停止するためのものであり、施設稼働の継続は想定していない。 ・南部クリーンセンター第一工場 非常用発電機 1基（燃料 灯油） 稼働可能時間 2日 ・東北部クリーンセンター 非常用発電機 1基（燃料 ガス又は灯油） 稼働可能時間 3日 ・北部クリーンセンター 非常用発電機 1基（燃料 灯油） 稼働可能時間 4日 ただし、商用電源が喪失した場合でも、北部クリーンセンターのみ、一旦稼働を停止した後に再稼働することが可能である。 ○燃料電池自動車の導入 一般家庭における約1週間分の電気を供給することができる燃料電池自動車を平成27年度に3台（トヨタミライ）、平成28年度に3台（ホンダクラリティ）導入した。	01環境政策局
				○			既存の自家発電設備について、有事の際の安定稼働のために毎月2回の試運転を行い、異常個所が無いかの確認を行っている。	02行財政局
			○				各区役所・支所では自家発電設備を設置済み。	04文化市民局
				○			各農業振興センターにおいて、発動発電機を備えるなど、緊急用資機材の確保に取り組んでいる。	05産業観光局
				○			○地域リハビリテーション推進センター 平成23年度以降、自家発電設備の点検を年2回行っている。また、3日間は単独で活動できる自家発電に、必要なガソリンについても備蓄している。 ○市立病院 非常用電源設備は、平成25年度に市立病院整備運営計画により整備を実施した。また、非常用電源設備及び非常用発電設備については、毎年定期点検を行っている。 ○中央斎場 平成25年に中央斎場の非常用自家発電機のリース更新を行っている（平成30年度までの5年リース） ○衛生環境研究所 非常用発電装置の点検を業者に委託し年2回行っている。 ※非常用発電装置は、別館の停電時の非常用設備への電力供給用（軽油470リットル、ただし、本館へは通電していない）。	06保健福祉局
						14 123	○児童福祉センター 平成23年度以降、非常用発電機設備の点検を年2回行っている。 ※非常用発電装置は、停電時用（軽油46リットル）。	07子ども若者はぐくみ局
							都市計画局が入っている庁舎については、庁舎管理課が管理しているため対象外。	07都市計画局
				○			車両燃料用のガソリン、バックアップ電源、日常的な維持管理業務に使用している機材以外の緊急用機材について、確保はしていない。機材については、京都市地域防災計画のとおり携帯ラジオ等所持している。	08建設局
			2/14	7/14	5/14		[I（取組定着）評価の主な取組内容] ○ガソリン、バックアップ電源、各種緊急用機材を確保している。 [II（継続実施）評価の主な取組内容] ○バックアップ電源はあるが容量が小さく長期の停電には対応できる状況ではない。 ○台風前など事前に把握できる場合は公用車両のガソリンを満タンにするなどの対応はしているが、それ以外の保管はしていない。 ○車両の燃料や食料は外部調達となり、調達先の確保が課題。 [III（課題有り）評価の主な取組内容] ○停電時のバックアップ電源、各種災害用の緊急機材が不足している。 ○収納スペースの確保が課題。 ○ガソリンの確保はしていない。また、保管場所の確保と予算措置に課題がある。 ○庁舎の非常用発電機はあるが、隣接する消防分署の防災情報システム等に9割を消費しているため、残りで庁舎の執務室等の電力をまかなっている状況。	09区役所・支所
				○			1 電力需要がピークを迎える前に、計画停電、大規模停電に備えて、自家発電設備の燃料タンク残量を確認している。 減少している場合は、補給を行い、満タンの状態を継続する体制とする。 2 「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（平成25年3月28日付け締結：京都府・石油連盟）に基づき、京都府へ重要施設（15施設）の施設設備情報の提供を行っている。	10消防局
			○				○バックアップ電源の整備 ・洛西営業所にバックアップ電源設備を設置（平成27年1月設置完了） ・九条営業所にバックアップ電源設備を設置（平成27年3月設置完了） ・西賀茂営業所及び梅津営業所にバックアップ電源設備を設置（平成28年3月設置完了） ・横大路営業所及び錦林出張所にバックアップ電源設備を設置（平成29年1月設置完了） ○地下鉄におけるバックアップ設備の整備（別紙地下鉄バックアップ設備一覧）を参照	11交通局
				○			下水処理場における自家発電装置の点検・整備及びその運転に必要なとなる燃料の購入の実施	12上下水道局
				○			京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業において、「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」を整備し、停電時に備えている。 ＜改築＞ 工事完了3校、着手済2校 ＜リニューアル＞ 工事完了7校、着手済4校【再掲】	13教育委員会

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	通し番号	実施状況			関連番号	取組状況	担当局等
			I （取組定着）	II （継続実施）	III （課題有り）			
	第1次防災総点検項目							
	関西圏の各政令市と分担しての食料、飲料水等の備蓄方法の検討	65		○			○関西広域応援・受援実施要綱において定められた枠組みを活用し検討	14防災危機管理室
	企業、各種団体等への備蓄促進の要請	66		○			○平成25年11月に策定した「京都市事業所帰宅困難者対策指針」において、「水・食料等の備蓄」に関する指針を示し、従業員向けの備蓄物資の種類や備蓄量の目安を示すとともに、来訪者などの外部の帰宅困難者向けの備蓄も可能な範囲で行っていただくよう、協力を呼び掛けている。 ○90事業所で何らかの備蓄がされている状況。	10消防局
				○			京都市備蓄計画において、各家庭・事業所等での備蓄を原則と定め、周知を行っている。	14防災危機管理室
	全国レベルの輸送事業者に加え、京都市内の交通事情に精通した事業者との協力関係の構築推進	67	○				○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定締結	14防災危機管理室
	防災教育							
	地震だけでなく水災害等も含めた防災に関する教育の一層の充実	68		○			出前トークの実施	14防災危機管理室
				○			・教科等での学習 ・風水害を想定した避難訓練の実施	13教育委員会
			○				平成26年3月から防災センターに新たに設けられた都市型水害体験コーナーを通じて、水災害等も含めた防災に関する教育の推進を図っている。 平成28年度から消防活動総合センターで実施できる訓練項目に水災害対応訓練施設を活用した水災害体験訓練を追加した。	10消防局
	児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実	69		○			消防局市民安全課主催の「防災カリキュラムについての検討会議」に参画し、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育について意見交換を行った。	14防災危機管理室
				○			・全児童生徒に配布する「安全ノート」を活用した防災教育の実施 ・防災教育スタンダード（各教科・領域の防災教育に関連する項目を体系的に整理したもの）の活用 ・防災教育についての教職員研修の実施 ・防災教育についての研究指定校の指定 ・防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の実施（緊急地震速報を活用した避難訓練等）	13教育委員会
				○			（再掲） 消防の図画・ポスター・作文募集や我が家の防火診断士などの事業による幼少年に対する防火・防災啓発を実施している。H27年度は、市民防災センターにて、H28年度は消防活動総合センター（消防救助技術東近畿地区指導会）にて、防災について楽しく学べるイベント「イザ！カエルキャラバン！」を実施し、広く防災について啓発を行った。 平成28年度からは、幼少年の段階から年代に応じた防災知識、防災技術を身に着けていただけるよう京都市独自の系統だった防災指導のカリキュラム策定に向けて検討会を立ち上げた、年代別防災指導カリキュラム（暫定版）を策定した。	10消防局
	各地域の災害上のリスクを高齢者等から聴取し、知識の共有化を図る取組の推進	70		○			出前トークの実施時に、地域の現状等についても必要に応じて意見交換を行っている。	14防災危機管理室
	防災担当部局等との連携による学校現場への防災関係情報の提供、防災訓練等の実施	71		○			出前トークの実施	14防災危機管理室
				○			・消防署と連携した防災訓練の実施 ・消防局が「年代に応じた防災カリキュラムによる幼少年期からの防災教育の充実」を推進するために作成する「京都市消防局防災カリキュラム」の検討会議の委員として、学校指導課及び体育健康教育室の各校種担当指導主事が参加。	13教育委員会
				○			自主防災会が小学校等で防災訓練を実施する際は、学校関係者に参加を促し、体育館等が避難所としてどのように活用されるのかを確認してもらっている。 また、小学校が指定避難場所等に指定されている自主防災会に対しては、開設時の段取り等を学校関係者と事前に取り決めておくよう指導している。 防災指導カリキュラムによる幼少年期からの防災教育を推進する。	10消防局
	市民防災センターの利用促進と多様な教育機会の拡充	72	○			23	小中学校への市民防災センターの利用勧奨を進めるとともに、消防の図画・ポスター・作文募集や我が家の防火診断士などの事業による幼少年に対する防火啓発を実施している。 防災指導カリキュラム（暫定版）による幼少年期からの防災教育を推進している。	10消防局
	産業・就労							
	中小企業のBCP（事業継続計画）の普及、策定支援	73		○			京都府中小企業団体中央会に委託し、中小企業向けに以下の事業を実施した。 ○23年度 ・BCPセミナーの開催（1回、参加：38名） ・BCP個別講座の開催（開催回数：4回、参加：12社） ○25年度 ・専門家派遣事業（BCP策定支援等）派遣回数：10回 ○26年度 ・BCPセミナーの開催（1回、参加：60名） ・専門家派遣事業（BCP策定支援等）10回 ○27年度 ・BCPセミナーの開催（1回、参加：33名） ・専門家派遣事業（BCP策定支援等）5回 ○28年度 ・BCPセミナーの開催（2回、参加：46名） ・専門家派遣事業（BCP策定支援等）4回	05産業観光局
	経済団体や産業支援機関と連携したワンストップ相談窓口や企業に対する災害発生後の経済活動の動向等に関する効果的な情報提供のあり方検討、推進	74		○			○平成24年4月から京都商工会議所、京北商工会と中小企業に対する経営相談窓口を一本化し、市内5箇所の相談窓口（京都商工会議所：洛北・洛央・洛南・洛西、京北商工会議所）を設置した。 ○経営相談窓口では、経営支援員10名を増員し、総勢57名に体制強化して、積極的な営業力強化から売上不振への対応にはじまり、災害時の支援情報提供まで、様々な中小企業のニーズにワンストップで応える経営相談を展開している。	05産業観光局

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し 番号	実施状況			関 連 番 号	取組状況	担当局等	
領 域			Ⅰ （取組定着）	Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）				
第1次防災総点検項目									
		被災の影響を受けた中小企業に対する金融支援をはじめとした経営支援の速やかな実施	75	○			○23年度 東日本大震災緊急融資を創設。平成29年度においても、東日本大震災緊急資金として実施中 ○27年度 災害対策緊急資金を創設(台風11号被害に初適用し、融資実績2件)	05産業観光局	
		各種組合等による地域間協定締結の支援に関する検討	76	○			○ 近畿2府5県(京都、福井、滋賀、奈良、大阪、兵庫、和歌山)の各府県の中小企業団体中央会が、平成26年12月に、災害などで事業存続に関わる緊急事態が発生した際に相互に協力することで、会員企業の早期復旧や事業継続を図ることを目的として、「緊急時等中小企業支援相互応援協定」を締結した。 ○ 近畿2府5県の各府県の青年中央会が、平成27年5月26日付けで、上記と同様の目的で、「緊急時等中小企業支援相互応援協定」を締結した。 ○ 府内14の青年団体が構成する京都青年団体会議において、平成27年11月に、災害時に参加団体に加盟する事業者等が相互に応援を行うことで、被災企業の事業継続や被災住民の早期復旧・復興を支援することを目的として、「災害緊急時等相互応援協定」を締結した。	05産業観光局	
		「キャッシュ・フォー・ワーク」として、経済活動に依存しない迅速な被災者雇用の場の創出・確保に関する検討、推進	77		○			災害時において国により震災用緊急雇用創出事業等が実施された場合は、必要に応じ、当該事業を利用(交付金の活用)し被災者を臨時的任用職員として雇用することについて、人事課及び産業観光局と検討した。(なお、東日本大震災において仙台市は国による震災用緊急雇用創出事業等を活用し被災者を臨時的任用職員として直接雇用した。)	14防災危機管理室
					○			災害時において国により震災用緊急雇用創出事業等が実施された場合について、必要に応じ、当該事業を活用することについて防災危機管理室と検討した。	05産業観光局
					○			災害時において国により震災用緊急雇用創出事業等が実施された場合、必要に応じ、これらを活用して被災者を臨時的任用職員として雇用することについて検討した。	02行財政局
		国内外への京都は安全という情報発信、各種観光イベント・キャンペーンの推進	78		○			災害が発生した際に、京都観光の安全性を国内外に正確に情報発する。	05産業観光局
		近隣地域が被災した場合の京都市域の宿泊施設の活用方策等の検討	79		○		43	○近隣地域が被災した場合は本市の宿泊施設を活用するよう情報を発し、利用を促進する。	05産業観光局
	市内農地のオープンスペースとしての活用方法検討	80		○		57 61	都市農業検討チームによる検討は終了したが、「防災協力農地」についての課題等について検討を進めた。	05産業観光局	

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	通し 番号	実施状況			関連 番号	取組状況	担当局等
			I （取組定着）	II （継続実施）	III （課題有り）			
			第1次防災総点検項目					

課題領域Ⅲ「もの」								
住宅・建築物								
	[住宅の重点施策] 公民一体となった耐震ネットワークによる実質的に耐震改修が行われるような促進策の実施	81	○			83	○住宅の耐震化を飛躍的に進めるため、耐震化の普及啓発を行うとともに、市民が安心して耐震改修を行うことができるよう必要な助言や情報提供等を行うなど、市民自ら耐震化に一步を踏み出せる環境を整備するため、「まちの匠」と呼ばれる大工、左官や建築士など耐震改修に関わる方々と本市とが協働するネットワーク体制として「京都市耐震改修促進ネットワーク会議」を平成24年度に組織した。 ○耐震ネットワークでは、地域に出向いての耐震化への働き掛け、すまいの耐震化に関する実務者名簿の公開、耐震専門家の派遣、耐震ネットワークの事業者等を対象とした講座の開催など、耐震化の促進に向けた普及啓発や情報提供、人材育成等、様々な活動に取り組んでいる。	07都市計画局
	[住宅の重点施策] 耐震性を確実に向上させる工事をメニュー化し、簡便な手続きで助成申請ができる「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」(仮称)の実施	82	○			83	○住宅の耐震化を飛躍的に進めるため、市民にとって分かりやすく、手続きが簡単で、費用負担が少なく済み、かつ耐震性が確実に向上する様々な工事を補助対象としてメニュー化した耐震改修補助制度として、平成24年度から「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を実施している。 ○制度創設後の5年間で計2,998件の利用があり、従来の耐震改修補助制度に比べて大幅に利用が拡大した。	07都市計画局
	[住宅の重点施策] 地域におけるローラー作戦等による市民等への普及啓発の実施	83	○			81 82	○住宅の耐震化を飛躍的に進めるため、耐震化の普及啓発を行うとともに、市民が安心して耐震改修を行うことができるよう必要な助言や情報提供等を行うなど、市民自ら耐震化に一步を踏み出せる環境を整備するため、「まちの匠」と呼ばれる大工、左官や建築士など耐震改修に関わる方々と本市とが協働するネットワーク体制として「京都市耐震改修促進ネットワーク会議」を平成24年度に組織した。 ○耐震ネットワークでは、地域に出向いての耐震化への働き掛け、すまいの耐震化に関する実務者名簿の公開、耐震専門家の派遣、耐震ネットワークの事業者等を対象とした講座の開催など、耐震化の促進に向けた普及啓発や情報提供、人材育成等、様々な活動に取り組んでいる。 ○平成28年3月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の「いのち」を守る～」において、学区単位で耐震化に取り組むための新たな指標として、平成32年度末までに「まちの共汗地区数」を100学区にすることを掲げ、耐震ネットワークや地域の自主防災組織等と連携した普及啓発に取り組んでいる。(平成28年度末時点のまちの共汗地区数：20学区)	07都市計画局
	[住宅の重点施策] 密集市街地や細街路における地域のまちづくりの取組と連携した、避難経路の確保や地域の防災性能を向上させる住宅改修の促進	84	○			93 95 96 97	○歴史都市京都における密集市街地等の取組方針の策定 平成24年度に、歴史都市京都の特性を生かしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるための木造密集市街地対策及び細街路対策の基本的な考え方を取りまとめ、「優先的に防災まちづくりを進める地区」において地域と行政の連携による防災まちづくりを推進 ○京都市細街路対策指針の策定 平成24年度に、細街路の状況・特性に応じた実効性の高い細街路対策を示したものを策定 ○細街路対策事業の実施 平成24年度に袋路における避難安全性向上のための補助事業を開始 ○防災まちづくり推進事業の実施 平成26年度に密集市街地の防災性向上のための補助事業を開始 ○狭あい道路等整備事業の実施 平成19年度に、狭あい道路の安全性向上のための拡幅整備事業を開始	07都市計画局
	[特定建築物※の緊急性を踏まえた耐震化の取組] 緊急輸送道路沿道の特定建築物※に対する耐震改修支援制度の創設(※H25年耐震改修促進法改正に伴い「特定既存耐震不適格建築物」と改正)	85	○				○緊急輸送道路のうち優先的に耐震化を図るべき路線を「重要路線」と位置付け、その沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策を最優先で進めるため、耐震改修計画作成及び耐震改修に対する補助制度を実施している。 ○平成24年度から平成27年度までの4箇年で、耐震改修計画作成補助を4件、耐震改修補助を1件実施	07都市計画局
	[特定建築物※の緊急性を踏まえた耐震化の取組] 特定建築物※の所有者・管理者への普及啓発の実施(※H25年耐震改修促進法改正に伴い「特定既存耐震不適格建築物」と改正)	86	○				○特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法改正概要・助成制度についての説明会開催やリーフレットの配布、関係団体への制度説明などの普及啓発を実施	07都市計画局
	[市有建築物の計画的な耐震化] 防災活動拠点施設、要配慮者利用施設、不特定多数利用施設における計画的な耐震化の実施	87	○				○耐震診断の実施 ○施設管理者に対する情報提供、技術支援を実施 ○計画的な耐震化等を推進	07都市計画局
市建築物								
	京都市の各種施設に係る防災面からの役割、機能等の再検討	88	○			11 89 90	平成28年度には、平成26年度から取り組んでいた新庁舎整備に係る設計を完了。併せて分庁舎建設予定地の埋蔵文化財調査及び分庁舎敷地等の解体撤去工事に着手。 平成29年度から本、西及び分庁舎の建設工事に着手。	02行財政局
	危機管理センター(仮称)の設置に向けた検討	89		○		88	○室内において検討部会を開催し、レイアウトや必要面積、システム配備等を検討の上、危機管理センター(仮称)設置予定の分庁舎整備に係る内容について庁舎管理課と協議を重ねた。 ○危機管理センターの設置及び防災無線を含む防災システム全体の見直しを図るための実施設計委託のため入札公告を実施。	14防災危機管理室
			○				平成28年度には、平成26年度から取り組んでいた新庁舎整備に係る設計を完了。併せて分庁舎建設予定地の埋蔵文化財調査及び分庁舎敷地等の解体撤去工事に着手。 平成29年度から本、西及び分庁舎の建設工事に着手。	02行財政局
	市役所庁舎の早急な耐震改修等の推進	90	○			88	平成28年度には、平成26年度から取り組んでいた新庁舎整備に係る設計を完了。併せて分庁舎建設予定地の埋蔵文化財調査及び分庁舎敷地等の解体撤去工事に着手。 平成29年度から本、西及び分庁舎の建設工事に着手。	02行財政局

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し番号	実施状況			関連番号	取組状況	担当局等
			Ⅰ （取組定着）	Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）			
第1次防災総点検項目								
	大地震等で市庁舎が使用できなくなった場合に庁舎機能を移転する場所等に関する具体的検討	91		○		92	代替施設の候補となる施設の被災状況を考慮して移転を検討。 本市の本庁舎機能を移転できる広さを有する施設は近隣にはなく、複数施設への分散移転を考慮した視点で検討している。	02行財政局
	災害時における京都市の各業務の優先度整理、業務継続体制及び職員配置等を定めた業務継続計画（BCP）の策定	92		○			○各局等において、震災時の業務継続計画策定済み。水害にも対応できるよう検討中。	14防災危機管理室
	密集市街地・細街路対策							
	細街路の実態調査の推進とデータベース化の推進	93		○		84 95 96 97	○細街路の実態調査の実施 細街路の状況・特性に応じた実効性の高い細街路対策を示した指針を策定するにあたり、平成23年度に細街路の実態調査を実施 ○京都市細街路対策指針の策定 平成24年度に、細街路の状況・特性に応じた実効性の高い細街路対策を示したものを策定	07都市計画局
	住民・事業者等のニーズを踏まえた実効性のある施策を進めるための基本方針の策定	94		○			○歴史都市京都における密集市街地等の取組方針の策定 平成24年度に、歴史都市京都の特性を生かしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるための木造密集市街地対策及び細街路対策の基本的な考え方を取りまとめたものを策定 ○京都市細街路対策指針の策定 平成24年度に、細街路の状況・特性に応じた実効性の高い細街路対策を示したものを策定	07都市計画局
	密集市街地や細街路の特性に応じた建築物の耐震・防火改修等ハード施策と継続的なまちづくり活動の推進等ソフト施策の実施・充実	95		○		84 93 96 97	○「優先的に防災まちづくりを進める地区」において地域と行政の連携による防災まちづくりを推進 ○京都市細街路対策指針の策定 ○細街路対策事業の実施 平成24年度に袋路における避難安全性向上のための補助事業を開始 ○防災まちづくり推進事業の実施 平成26年度に密集市街地の防災性向上のための補助事業を開始 ○防災まちづくり専門家派遣制度の実施 「優先的に防災まちづくりを進める地区」における防災まちづくり活動支援に加え、優先地区以外の密集市街地や路地・町単位における防災まちづくり活動支援のための専門家派遣制度を平成27年度から開始 ○防災みちづくりモデル事業の実施 平成27年度に密集市街地内の防災上重要な細街路を拡幅整備するための補助事業を開始	07都市計画局
	新重点密集市街地において、地域のまちづくりの取組と連携して、地域の防災機能向上のための重点的かつ特別な対策の実施	96		○		84	○「優先的に防災まちづくりを進める地区」において地域と行政の連携による防災まちづくりを推進 ○京都市細街路対策指針の策定 ○細街路対策事業の実施 平成24年度に袋路における避難安全性向上のための補助事業を開始 ○防災まちづくり推進事業の実施 平成26年度に密集市街地の防災性向上のための補助事業を開始 ○防災まちづくり専門家派遣制度の実施 「優先的に防災まちづくりを進める地区」における防災まちづくり活動支援に加え、優先地区以外の密集市街地や路地・町単位における防災まちづくり活動支援のための専門家派遣制度を平成27年度から開始 ○防災みちづくりモデル事業の実施 平成27年度に密集市街地内の防災上重要な細街路を拡幅整備するための補助事業を開始	07都市計画局
細街路の特性に応じて、避難経路の確保、沿道建築物の防災性強化、3項道路の活用など、歴史都市に相応しい総合的な細街路対策を推進	97		○		84 93 95 96	○京都市細街路対策指針の策定 平成24年度に、細街路の状況・特性に応じた実効性の高い細街路対策を示したものを策定 ○43条ただし書許可基準の改正 平成25年度に、接道長さ2m未満の路地状敷地における建替えを可能とする許可基準の改正 ○新たな道路指定制度の創設 平成25年度に、3項道路の活用や非道路の道路化により、建替え等を可能とする制度を創設	07都市計画局	

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	通し 番号	実施状況			関 連 番 号	取組状況	担当局等
			I （取 組 定 着）	II （継 続 実 施）	III （課 題 有 り）			
	第1次防災総点検項目							
宅地対策								
	盛土造成地のうち宅 地造成等規制法に基 づく土地の抽出調査 及び結果の情報提供	98		○		99	○市内全域の昭和30年前後と最新版の空中写真や地形図等を重ね合わせ、大規模盛土造成地の抽出作業を行った。（第1次調査）抽出した大規模盛土造成地をまとめた「大規模盛土造成地マップ」を、ホームページへの掲載及びリーフレットにより公表し、市民への情報提供を行った。第1次調査で抽出された大規模盛土造成地について、現地調査及び学識経験者の意見聴取により、第2次調査実施の優先度評価を行った。第2次調査の必要性が高いと考えられる箇所のうち1箇所において、第2次調査を実施した。	07都市計画 局
	地図に関する共通の プラットフォーム等の整 備、市民への情報提 供の促進	99	○			98	「京都府マルチハザード情報提供システム」(平成28年4月運用開始)に、本市所管の防災情報を掲載すること で、市民への情報提供を促進する。	14防災危機 管理室
急傾斜地崩壊対策								
	災害時要援護者関連 施設に近在する急傾 斜地崩壊危険箇所の 対策を京都府と連携し て実施	100	○				平成23年度から左京区久多地区において京都府が急傾斜崩壊対策事業を実施しており、平成28年度に事業 が完了した。 今年度京都府は、西京区松室地区において急傾斜地崩壊対策工事のための詳細設計を行う。また、左京区北 白川地区において急傾斜地崩壊対策事業に向けた調査を行う予定である。 本市は急傾斜崩壊対策事業について、負担金を支出している。	07都市計画 局
	古都保存法に基づく 買入地等の急傾斜地 で崩壊の危険がある 箇所に係る基礎調査 や斜面地防災対策の 実施	101	○				○平成24、25年度に風致保全課が所管する15地区内の108箇所の急斜面地に対して、基礎調査を実施し た。その調査の結果(斜面カルテ)、比較的新しい崩壊痕が見られるなど、対策を要すると推測される斜面が27 箇所(Aランク)確認された。 ○平成26年度は、上記基礎調査の結果を基に、対策を要するAランク判定の斜面地(27箇所)について、改め て職員による現地調査を実施し、緊急に対応すべき7箇所を抽出し、対策工法を検討するための調査(詳細測 量、ボーリング調査等)及び実施設計を実施した。 ○平成27年度は、実施設計を行った7箇所の斜面地の整備工事と共に、残りの20箇所の斜面地について、測 量及び実施設計を行った。 ○平成28年度は、前年度に測量・設計を実施した20箇所の斜面に緊急を要した大文字山歴史的風土特別保 存地区を加えた計21箇所について、整備工事を行った。 ○平成29年度については、斜面整備が完了した小倉山、金閣寺、嵐山及び西架茂地区において、管理道と併 せて雨水排水路を整備することにより、雨水排水を適切に管理し、伐採木の搬出等を行う。	07都市計画 局
道 路								
	通行止をできるだけ短 時間で解除するなど 道路機能の早期回復 の視点を取り入れた 防災カルテの見直し や、緊急性を考慮した 優先路線の設定など 重点化した山間部の 道路における防災対 策の一層の取組強化	102	○				○平成24,25年度に防災カルテの見直しを行った。 ○より効率的、効果的に対策を進めていくため、対策する箇所の優先順位や点検方法等を定めた道路のり面維 持保全計画(第1期)を平成29年2月に策定した。	08建設局
	京都市公共物GISを 活用した防災点検パト ロールの効率化	103	○				○平成23年度に防災カルテ電子化完了 ○平成26年度に防災カルテ更新分をGISに反映	08建設局
橋りょう								
	「いのちを守る 橋り ょう健全化プログラム」 に基づく耐震補強、老 朽化修繕のスピード アップ	104	○				平成23年12月に策定した、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」(第1期プログラム)」に基づき、平成24 年度～平成28年度に対策を終えるとした51橋(耐震補強17橋、老朽化修繕34橋)のうち、平成29年7月1日現 在、43橋(耐震補強14橋、老朽化修繕29橋)の対策を完了しており、平成29年度中に7橋の対策を完了する 予定。残る1橋については、第2期プログラムに引継ぎ、対策を進めている。 平成29年度からスタートしている第2期プログラムにおいては、39橋(耐震補強17橋、老朽化修繕22橋)の対 策を完了することとしており、26橋の対策に着手している。	08建設局
公 園								
	防災施設としての位置 付けを明確化した公 園の新設及び再整備 の推進	105		○		106	○京都市緑の基本計画、京都市防災都市づくり計画に基づき、公園新設、整備等に伴い、用地買収・測量・実施設計等を実 施 ○平成23年度 千石荘公園(施設整備)、梅小路公園(施設整備)、嵯峨公園(測量・実施設計)、相深公園(用地買収・測量・実施設計)、大 藪公園(測量・実施設計)、橘公園(施設整備)、柳の内公園(測量・実施設計)等の整備 ○平成24年度 嵯峨公園(施設整備)、相深公園(施設整備)、大藪公園(用地買収)、橘公園(施設整備)等の整備 ○平成25年度 大藪公園(施設整備)、静原公園(施設整備)、住吉公園(施設整備)、新林池公園(施設整備)、岩倉中河原公園(測量・実施 設計)、幡枝石清水公園(測量・実施設計)、下庄田公園(測量・実施設計)、梅津フケノ川公園(用地買収・測量・実施設計)等 の整備 ○平成26年度 柳の内公園(施設整備)、下庄田公園(施設整備)、梅津フケノ川公園(施設整備)、小坂公園(施設整備)、岩倉長尾公園(測 量・実施設計)、幡枝くるすの公園(測量・実施設計)等の整備 ○平成27年度 岩倉中河原公園(施設整備)、幡枝石清水公園(施設整備)、本町公園(測量・実施設計)、午塚公園(測量)、和泉ポンプ場 公園(仮称)(測量・実施設計)等の整備 ○平成28年度 本町公園(施設整備)、有隣公園(測量・実施設計)等の整備	08建設局
	公園内の防災ベンチ やかまどベンチ、マン ホールトイレ等の積極 的整備	106		○		105	○京都市緑の基本計画、京都市防災都市づくり計画に基づき、整備 平成23年度以降の防災施設の整備状況 ・かまどベンチ 57公園65基 ・防災ベンチ 7公園12基 ・マンホールトイレ 24公園87基	08建設局
	防火水槽の不足して いる地域には、公園内 設置の推進	107	○				震災消防水利整備計画に基づく水利不足地域を解消することを優先に、平常時の火災対応及び住民の安全確 保のために、耐震型防火水槽100㎡及び40㎡を、又は設置場所の状況から防火井戸を、それぞれ京都市の公 園等に設置整備している。	10消防局

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域	領 域	通し 番号	実施状況			関 連 番 号	取組状況	担当局等
			I （ 取 組 定 着 ）	II （ 継 続 実 施 ）	III （ 課 題 有 り ）			
	第1次防災総点検項目							
河 川								
	下水道施設整備と連携した効率的・効果的な河川改修の一層の推進	108	○				都市部を流れる河川流域における治水安全度向上を目的として、概ね10年に1回の確率で起こりうる大雨に対応する都市基盤河川改修事業を下水道事業とも連携を図りながら実施 24年度 平成24年度末 都市基盤河川改修率 61.1% （西羽東師川、善峰川、有栖川、新川、旧安祥寺川、西野山川） 25年度 平成25年度末 都市基盤河川改修率 61.3% （西羽東師川、有栖川、新川、旧安祥寺川） 26年度 平成26年度末 都市基盤河川改修率 61.3% （西羽東師川、有栖川、新川、旧安祥寺川、七瀬川、東高瀬川） 27年度 平成27年度末 都市基盤河川改修率 61.3% （西羽東師川、有栖川、新川、旧安祥寺川、七瀬川、東高瀬川） 28年度 平成28年度末 都市基盤河川改修率 61.4% （西羽東師川、善峰川、有栖川、新川、旧安祥寺川、七瀬川）	08建設局
	雨水調整池など雨水流出抑制対策の推進	109	○				京都市水共生プランに基づき、浸水被害の防止及び健全な水循環の保全を図ることを目的として、本市が設置し、または本市が管理する施設における雨水流出抑制対策（※）の実施及び民間施設などに対する雨水流出抑制対策の普及、啓発及び適切な指導に努める。 ※雨水流出抑制対策：浸透施設（透水性舗装等）、貯留施設（雨水タンク、調整池等）の設置 24年度 雨水流出抑制対策事業実施件数（累計）394件 雨水タンクの設置（北部みどり管理事務所） 25年度 雨水流出抑制対策事業実施件数（累計）411件 26年度 雨水流出抑制対策事業実施件数（累計）440件 27年度 雨水流出抑制対策事業実施件数（累計）467件 28年度 雨水流出抑制対策事業実施件数（累計）483件	08建設局
				○			○雨に強く安心できる浸水対策の推進 「京（みやこ）の水ビジョン」の重点推進施策に「雨に強く安心できる浸水対策の推進」を掲げ、10年確率降雨に対応できる整備を実施するとともに、河川事業等の関係部局と連携した取組や合流式下水道の改善対策と併せた取組を総合的かつ効率的に推進している。	12上下水道局
排水機場								
	排水機場の長寿命化計画策定等による円滑な整備・更新の推進	110	○				○京都市排水機場長寿命化計画の策定と実施 主要10排水機場のうち8機場について、平成27年度から40年間について整備更新計画を策定・実施 残りの2機場については、機場を所有する京都府によって計画策定完了（平成28年度）。	08建設局
	道路のアンダーパス部の排水施設の維持管理、機能向上の推進	111	○				【平成24年度】 ○ポンプ設備の更新と停電時にも排水能力を維持するため、非常用発電設備の新設及び整備を実施（大宮、今富橋、里ノ内、東土川） 【平成25年度】 ○老朽化したポンプ制御設備を更新し信頼性の向上を図る（竹田西浦） 【平成26年度】 ○老朽化したポンプ制御設備を更新し信頼性の向上を図る。また冠水に備え制御盤位置のかさ上げほか（今富橋） 【平成27年度】 ○排水機場各設備の設置、更新、整備履歴の管理ファイルを更新し計画的管理の充実を図る。 【平成28年度】 ○排水機場各設備の設置、更新、整備履歴の管理ファイルを更新し計画的管理の充実を図る。 【平成29年度】 ○排水機場各設備の設置、更新、整備履歴の管理ファイルを更新し計画的管理の充実を図る。	08建設局
文化財								
	文化財の自動火災報知設備、避雷設備、防災水利等の整備	112		○			○市指定・登録有形文化財（建造物、美術工芸品）の防災施設の管理事業（自動火災報知設備、消火設備、避雷設備の設置工事）を補助対象事業とし、補助金を交付している。（平成23年度～平成28年度13件実施） ○防災設備の市指定・登録文化財建造物の維持管理事業として補助金を交付している。（平成23年度～平成28年度45件実施）	04文化市民局
			○			113 114 115	東山区清水弥栄地域に全国最大規模の耐震型防火水槽や誰もが容易に使用できる市民用消火栓などを整備した「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を活用してそれぞれ一斉放水訓練を実施した。 ・平成24年度は8月9日に一斉放水訓練を実施。 ・平成25年度は8月2日に一斉放水訓練を実施。 ・平成26年度は8月30日京都市総合防災訓練で放水訓練を実施。 ・平成27年度は8月5日に一斉放水訓練を実施。 ・平成28年度は9月5日に一斉放水訓練を実施。 ・平成29年度は8月4日に一斉放水訓練を実施予定。 また、日頃から文化財の消防用設備等、防災設備等の設置、維持、管理についての指導、相談等を行う。	10消防局
	文化財建造物の耐震診断・耐震性能向上のための取組の推進	113		○		112 114 115	○平成25年10月に文化庁が「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の解説を主な目的とした手引書「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」を作成した。 ○文化財所有者のための防災対策マニュアルを府、市で作成し、市内の文化財前所有者に配布し、防災に関する知識について周知を図っている。	04文化市民局
	美術工芸品の展示物や収蔵品の転倒防止対策の推進	114		○		112 113 115	○「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」を送付し、美術工芸品の保存、展示に際しての注意を喚起するとともに、所有者等からの相談に応じている。 ○保管施設の対策も含め、震災等による転倒、転落防止対策については、文化庁及び所有者等と協議を行い、必要な対策について検討を行う。	04文化市民局
	災害発生時の文化財関係の行政機関相互の情報共有の一層の推進	115		○			防災対策連絡会の開催 文化財保護に携わる行政機関等で組織された連絡会を定期的に開催し、文化財防災についての情報交換や防災対策の連絡調整を図るとともに、広い視野で文化財保護に対する諸問題に対処している。	04文化市民局
			○			112 113 114	災害発生時の文化財関係の行政機関相互の情報共有の一層の推進に取り組んでいる。 毎年、年3回の「京都文化財防災対策連絡会」を開催し、文化財の防火防災、文化財保護等に関する情報共有を図っている。 平成25年度の台風18号や平成27年度及び29年度の油らしき液体の撒布事案等による文化財被害状況については、臨時で会議を開催するなど情報の共有と更なる連絡を密にして対応した。	10消防局

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し 番号	実施状況			関連 番号	取組状況	担当局等
			Ⅰ （取組 定着）	Ⅱ （継続 実施）	Ⅲ （課題 有り）			
第1次防災総点検項目								
液状化対策								
京都市域で液状化の危険度の高い地域等の調査、分析等の推進		116	○			117	宅地の液状化による被害については、過去の地震を含め、直接人命関わるものではないこと、対策費用が相当程度高額となる場合があること、調査・予測の精度や対策の効果には、技術的に限界があることなどから、国は、既存宅地を含め、調査や対象を義務づけることは困難であるとの見解を示している。 本市においては、平成24年1月から、開発行為を行おうとする事業者に対し、ホームページ等で掲載されている液状化マップ等で、液状化のおそれのある箇所で開催される場合は、ボーリング調査を実施し、必要な液状化対策を検討するよう指導している。	07都市計画局
東日本大震災の経験を踏まえたライフライン対策などの効果的施策の検討、推進		117		○		116	○京都BCP検討会議（京都府）に参画し、府内ライフライン事業者と共に、効果的施策の検討、推進を行っている。 ○地震に強い下水道施設の整備 東日本大震災を受け、「京（みやこ）の水ビジョン」の重点推進施策に「地震に強い下水道施設の整備」を掲げ、国の事業制度を活用して地震対策を実施している。	12上下水道局
ライフライン								
京都市及びライフライン各事業者間の情報共有、連絡手法の具体的検討		118	○				○平成25年度に資機材の手配や復旧のための人員確保を図るため、大手ゼネコンと復旧作業に係る災害協定を締結	11交通局
							○「京都市上下水道局 危機管理計画 5 平常時の体制及び6 危機発生時の対応」における危機発生時の連絡体制に基づき、市災害対策本部及び関係機関との情報共有を行うこととしている。 ○京都市災害対策本部運用訓練でのライフライン調整対策訓練へ参加している。 ○京都府が事務局となっている「京都BCP推進会議」のライフライン勉強会に平成27年10月、12月、平成28年3月に参加した。参加団体は京都市上下水道局の他にNTT西日本、関西電力、大阪ガス、京都府営水道等である。 ○平成27年度に京都府が実施した京都BCP推進会議ライフライン勉強会に3回出席し、議論を行った。災害発生時には、府災害対策本部内にライフラインの被災状況や復旧状況を情報共有する場を設置し、復旧の箇所や復旧までの日程等の調整を行うこととするよう、京都府地域防災計画に反映させる。	12上下水道局
的確な復旧要請をするためのライフライン復旧の優先順位の考え方の整理		119		○			○基幹施設の改築更新及び耐震化 ・平成21年度～平成24年度：蹴上浄水場1、2号沈澱池築造 ・平成25年度～：蹴上浄水場第1高区配水池改良、松ヶ崎浄水場の耐震化 ○配水管路の更新及び耐震化 ・平成23年度：更新率0.6％，耐震化率8.9％ ・平成25年度：更新率0.9％，耐震化率10.5％ ・平成27年度：更新率1.0％，耐震化率12.5％ ・平成24年度：更新率0.6％，耐震化率9.6％ ・平成26年度：更新率0.9％，耐震化率11.4％ ・平成28年度：更新率1.1％，耐震化率13.6％ ○「京都市上下水道局業務継続計画」では、市民への飲料水の供給を最優先して行動すると定めている。事務系所属については、1箇月以内に優先して復旧させる必要のない通常業務を積極的に休止させるとともに、各所属での非常時優先業務の実施に必要な最低限の職員を除き、応急給水業務等を含む他所属の応援に従事するものとし、水道施設については以下のとおり応急対策を行う。 1. 被害状況を把握し復旧活動計画を作成する。 2. 応急措置を行う。 3. 応援を要請する。 4. 応急復旧工事を行う。 5. 広報活動を行う。	12上下水道局
上水道：老朽化した施設・配水管路の更新等による耐震化の促進		120		○			○基幹施設の改築更新及び耐震化 ・平成21年度～平成24年度：蹴上浄水場1、2号沈澱池築造 ・平成25年度～：蹴上浄水場第1高区配水池改良、松ヶ崎浄水場の耐震化 ○配水管路の更新及び耐震化 ・平成23年度：更新率0.6％，耐震化率8.9％ ・平成25年度：更新率0.9％，耐震化率10.5％ ・平成27年度：更新率1.0％，耐震化率12.5％ ・平成24年度：更新率0.6％，耐震化率9.6％ ・平成26年度：更新率0.9％，耐震化率11.4％ ・平成28年度：更新率1.1％，耐震化率13.6％	12上下水道局
下水道：緊急輸送路下や避難所からの排水を受ける重要管路の耐震化の促進		121		○			○地震に強い下水道施設の整備 「京（みやこ）の水ビジョン」の重点推進施策に「地震に強い下水道施設の整備」を掲げ、国の事業制度を活用して地震対策を実施しており、災害時における下水道の流下機能を確保するため、避難所からの排水を受ける管きょや緊急輸送路下の管きょ等の耐震対策を推進している。	12上下水道局
避難場所等への公共下水道を利用した災害用マンホールトイレの整備推進		122		○		17	○地震に強い下水道施設の整備 「京（みやこ）の水ビジョン」の重点推進施策に「地震に強い下水道施設の整備」を掲げ、国の事業制度を活用して地震対策を実施しており、災害時におけるトイレ機能を確保するため、広域避難場所や避難場所等への災害用マンホールトイレの整備を推進している。	12上下水道局
防災関係機関や病院、避難所等における通信手段及び電源、熱源の確保対策の推進		123		○		14 64	衛星電話及び非常用発電機を各避難所に避難所運営資機材として配備（平成29年7月1日現在、428箇所）。 京都市立小中学校体育館防災機能強化等整備事業において、「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」を整備し、停電時に備えている。	14防災危機管理室
				○			<改築> 工事完了3校、着手済2校	<リニューアル> 工事完了7校、着手済4校【再掲】
東南海・南海地震等広域災害時に他からの応援が期待できない事態への対応		124		○		65	○21大都市災害時相互応援協定等の協定を締結 ○指定都市市長会行動計画に基づく相互支援体制の充実。平成28年熊本地震での行動計画による支援の結果を踏まえた検証や訓練を実施 ○関西広域応援・受援実施要項による応援・受援体制の充実	14防災危機管理室
孤立対策事業と連動した北部山間地域の備蓄及び通信対策の推進		125		○			○山間地域における携帯電話通話エリアの拡大 京都市内の山間地域の一部では、携帯電話を利用できない地域があるため、携帯電話事業者と連携し、移動通信用鉄塔施設（携帯電話基地局）の整備に取り組んできた。 平成24年度に整備が完了し、3世帯以上が定住する全ての山間地域において、携帯電話の利用が可能となった。 ○超高速インターネット環境の整備促進 左京区花脊・久多・広河原地域、右京区宕陰地域、京北地域の黒田・山国・弓削（京北室谷町を除く。）地域において、平成29年2月から通信事業者によるサービスが開始され、山間地域の約93％で利用することが可能になった。 また、光ファイバを利用したインターネット環境が未整備の地域については、通信事業者に対し、サービスエリアの拡大を要望しているほか、LTE等、携帯電話の電波を利用した超高速インターネットサービスについても、サービスエリアの早期拡大を携帯電話事業者に要望している。	03総合企画局
			○				○衛星携帯電話を配備することで通信対策を実施している。	14防災危機管理室
家庭、事業所、地域、京都市のそれぞれの役割に基づく命の水を確保する施策の推進		126		○			○疏水物語は、災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄、災害用備蓄飲料水の啓発、安価で環境にやさしく、安全・安心でおいしい世界最高水準の京都市の水道水のPRを目的として製造し、無償配布、有償頒布を行うとともに、災害により被災した他都市への支援物資として活用している。 ○平成28年3月には、市民の皆様が入手しやすいように、市役所本庁舎への疏水物語専用自動販売機を設置した。 ○平成28年熊本地震においては、行財政局保管分も含め36、000本を熊本市へ提供した。	12上下水道局

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域			通し番号	実施状況			関連番号	取組状況	担当局等
領 域		Ⅰ （取組定着）		Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）				
第1次防災総点検項目									
		駅での帰宅困難者対策の検討、避難訓練の実施推進	127		○		21	○京都駅周辺を対象に、帰宅困難者が一時的に避難するための退避施設の確保、備蓄食料確保・提供について定めた「都市再生安全確保計画」を策定 ○平成26年度から、「京都駅での大規模災害に備えた避難誘導合同訓練」に参加	14防災危機管理室
					○			○大規模災害に備えた京都駅での避難誘導訓練実施 ○京都駅周辺の大規模施設所有者による図上訓練を実施 ○「事業所帰宅困難者対策指針」を基にした「帰宅困難者対応計画」の策定と対応計画の消防計画への反映を指導 ○京都市総合防災訓練(東山区、8月30日)の一環として、「帰宅困難観光客避難誘導計画」を策定済み(平成25年12月)の清水・祇園地域等において、帰宅困難者避難誘導訓練等を実施 ○平成27年度京都市総合防災訓練の中で、山科駅において帰宅困難者避難誘導訓練を実施	05産業観光局
					○			【平成24年度】 ○「都市再生安全確保計画」の策定に向けた基礎データの収集 【平成25年度】 ○都市再生緊急整備地域の京都駅北側へのエリアの拡大 ○「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」を作成(12月19日) 【平成26年度】 ○一時滞在施設確保に向けた容積率緩和制度の確立 ○京都市及び京都駅に発着するすべての鉄道事業者とJR西日本京都駅グループによる避難誘導合同訓練の実施 ○安全確保計画部会員による図上訓練の実施 ○通信機器(PHS)及び避難誘導用資器材(簡易無線、拡声器、開設案内看板等)の配備 ○災害時行動等周知用パンフレット(4箇国語表記)の作成 ○緊急避難広場避難誘導標識の設置 【平成27年度】 ○地域合同避難訓練の実施 ○避難誘導マニュアルの作成	07都市計画局
				○			21	○平成23年度 ・緊急地震速報システムを用いた緊急連絡訓練 ・御陵駅において京阪、消防局との合同防災訓練 ○平成24年度 ・緊急地震速報システムを用いた緊急連絡訓練 ・国際会館駅において消防局との合同防災訓練 ○平成25年度 ・緊急地震速報システムを用いた緊急連絡訓練 ・京都市役所前駅での京都市総合防災訓練 ・トンネル内からの避難誘導訓練 ○平成26年度 ・緊急地震速報システムを用いた緊急連絡訓練 ・太秦天神川駅において警察、消防局との合同防災訓練 ・京都駅においてJR東海、JR西日本、近鉄、京都市が合同で、大規模災害に備えた避難誘導合同訓練を実施 ・京都駅周辺における避難誘導に係る図上訓練を実施 ○平成27年度 ・緊急地震速報システムを用いた緊急連絡訓練 ・国際会館駅において警察、消防局との合同防災訓練 ・京都駅においてJR東海、JR西日本、近鉄、京都市が合同で、大規模災害に備えた避難誘導合同訓練 ・京都駅周辺における避難誘導に係る図上訓練 ・山科駅での京都市総合防災訓練 ○平成28年度 ・緊急地震速報システムを用いた緊急連絡訓練 ・御陵駅において警察、消防局との合同防災訓練 ・京都駅においてJR東海、JR西日本、近鉄、京都市が合同で、大規模災害に備えた避難誘導合同訓練 ・京都駅周辺における避難誘導に係る図上訓練 ・京都駅での京都市総合防災訓練	11交通局
				復旧復興					
		復興計画策定の際に必要な京都の目指すべき都市像等に関する議論、検討	128		○			○都市施設の復興に関して、基本的な方針・考え方及び職員の行動手順等を示した復興都市計画マニュアルを作成。また、復興イメージトレーニングを試行実施。	07都市計画局

京都市防災対策総点検（１３７項目）の取組状況（詳細表）

課題領域		通し 番号	実施状況			関連 番号	取組状況	担当局等
			Ⅰ （取組定着）	Ⅱ （継続実施）	Ⅲ （課題有り）			
第1次防災総点検項目								
原子力発電所事故対応								
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲		129	○				※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 国の原子力災害対策指針に基づき、放射性物質拡散シミュレーションの結果を勘案し、大飯発電所から半径32.5Km圏域を含む地域をUPZ(Urgent Protective action planning Zone)に指定(左京区久多地域、左京区広河原地域、右京区京北弓削町上川行政区)。	14防災危機管理室
環境放射線等モニタリング体制の整備(平常時及び緊急時モニタリングの実施)		130		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 ※SPEEDIIについては平成25年9月5日の原子力災害対策指針の改正を受けて廃止。 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画として「京都市環境放射線モニタリング計画」を策定。計画に基づき、「空間放射線量率」「農産物」「水道水及び水道原水」「河川水及び底質土」について平常時モニタリングを実施。 緊急時には、モニタリング監視体制の強化や機動的なモニタリングを実施することとしている。また、緊急時モニタリングに係る府市協力体制について、府との協議を実施。	14防災危機管理室
原子力災害時における住民避難等に係る体制の整備		131		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画として「原子力災害避難計画」を策定。 UPZの地域では住民が主体となって連絡網、避難時の集合場所、要配慮者の支援体制等を定めた避難マニュアルを作成するとともに、同避難マニュアルを活用し、原子力災害を想定した情報伝達及び避難等の訓練を平成24年度から左京区及び右京区でそれぞれ隔年で実施。 避難退域時検査や除染、安定ヨウ素剤の予防服用などを迅速に行うため、UPZの地域を所管する左京及び右京区役所を中心とする実施体制を整備し、防護資機材等(測定機器、防護服、安定ヨウ素剤等)を関係施設等に配備	14防災危機管理室
広域的な連携体制の整備(住民避難及び避難者の受入)		132		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 福井県に立地する関西電力高浜発電所、大飯発電所等で原子力災害が発生した場合にUPZ内等の住民(舞鶴市からの避難者約6万5千人の広域避難を支援するため、「京都市原子力災害時の広域避難支援要領」を制定(平成28年3月)。 支援要領に基づき、毎年度初期対応要員を選任し、避難者の受入・避難所運営に係る研修を実施。 また、京都府及びUPZ関係市町で構成する大飯発電所に係る地域協議会に参画し、大飯発電所に係る安全対策等について、情報交換等を実施。	14防災危機管理室
住民等への情報伝達及び知識の普及と啓発		133		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 UPZの地域では住民が主体となって連絡網、避難時の集合場所、要配慮者の支援体制等を定めた避難マニュアルを作成するとともに、同避難マニュアルを活用し、原子力災害を想定した情報伝達及び避難等の訓練を実施。 また、放射性物資や原子力防災に関する基本的な内容について、リーフレットによる市民啓発を実施(平成24・25年度 各13,000部、平成26年度 18,500部、平成27年度 18,000部、平成28年度 7,000部、外国語版13,000部)するとともに、原子力防災訓練参加者を対象とした講習会を開催。	14防災危機管理室
風評被害の影響の軽減		134		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」に以下の対策を明記。 ○市内産農産物のモニタリング(平常時も実施) ○観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供 ○販売促進・観光誘致活動 ○放射線被ばくについての人権侵害の防止、人権意識の啓発	14防災危機管理室
原子力災害対策のための組織体制の整備		135		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」において、緊急事態区分(情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態(原子力緊急事態宣言の発出))に応じた警戒態勢(原子力災害情報連絡本部、原子力災害警戒本部、災害対策本部)を規定。 また、原子力防災に関わる職員に対する放射線防護研修を実施。	14防災危機管理室
水道水源の放射性物質による汚染への対応		136		○			※平成25年3月18日に「京都市地域防災計画原子力災害対策編」を策定。 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画として「京都市水道対策計画」を策定。計画に基づき、「水道水及び水道原水」の平常時モニタリング、緊急時モニタリングを実施。 また、水道原水のモニタリング結果等に異常があった場合の浄水処理の強化、水道水の摂取制限及び制限時における広報、代替水の確保等を実施。	14防災危機管理室
地震被害想定								
東海・東南海・南海地震の同時発生を想定した被害想定の見直し検討		137	○				国(中央防災会議)により、南海トラフ巨大地震の被害想定が作成され、京都市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。また、京都府により国が作成した南海トラフ巨大地震の被害想定を細分化した府下市町村ごとの被害想定が公表された。 本市においては、南海トラフ地震防災対策推進地域に策定が義務付けられた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を平成26年11月に策定した。	14防災危機管理室